

第5節 屋内タンク貯蔵所の基準

1 屋内タンク貯蔵所の範囲

屋内タンク貯蔵所は、屋内貯蔵タンク、タンク専用室及びこれらに附属する工作物並びに危険物配管（注入口設備を含む。）を規制の範囲とすること。

2 屋内貯蔵タンクの固定

屋内貯蔵タンクは、堅固な基礎の上にアンカーボルト等で固定すること。

3 屋内貯蔵タンク周囲の間隔

- (1) 屋内貯蔵タンクとタンク専用室の壁との間隔は、タンクの点検等に必要な間隔であることから、点検等に必要な間隔を確保すること。
- (2) 屋内貯蔵タンクとタンク専用室の屋根（上階のある場合は上階の床）との間隔は、0.5m以上とすること。

4 通気管

- (1) 政令第12条第1項第7号に規定する通気管は、規則第20条第2項の規定によるほか、横引き配管は、100分の1以上の上り勾配とすること。
- (2) アルコール類を貯蔵するタンクに設ける通気管にあっては、大気弁付通気管とすることができる。
(S. 37. 10. 19 自消丙予発第108号質疑)

5 覚知装置等

- (1) 政令第12条第1項第8号に規定する「危険物の量を自動的に表示することができる装置」については、第4節（屋外タンク貯蔵所の基準）12の例によること。
- (2) 屋内タンク貯蔵所の注入口の位置で、タンク内の危険物の量を自動的に覚知することが不可能なものにあっては、次に掲げる覚知装置のうちいずれかを設けること。

(S. 46. 7. 27 消防予第106号通知)

- ア 遠隔指示計
- イ 液位表示警報器
- ウ 専用電話
- エ インターホン等の伝声装置

6 注入口

政令第12条第1項第9号に規定する「注入口」は、第4節（屋外タンク貯蔵所の基準）13の例によること。

7 ポンプ設備

屋内タンク貯蔵所のポンプ設備は、政令第12条第1項第9号の2及び第2項第2号の2の規定等によるほか、次によること。

- (1) ポンプ設備の周囲には、点検・修理等のための適当な空間を保有すること。
- (2) ポンプ設備をタンク専用室に設ける場合で、タンク専用室にせきを設けるときは、せきの内側（屋内貯蔵タンクの存する側をいう。）には、ポンプ設備を設けないこと。

8 弁、水抜管及び配管（S. 40. 10. 26 自消乙予発第 20 号通知）

- (1) 政令第 12 条第 1 項第 10 号及び第 11 号に規定する「弁」及び「配管」は、第 4 節（屋外タンク貯蔵所の基準）15 及び第 1 節（製造所・一般取扱所の基準）19 の例によること。
- (2) 政令第 12 条第 1 項第 10 号の 2 に規定する「水抜管」は、（屋外タンク貯蔵所の基準）16 の例によること。
- (3) 政令第 12 条第 1 項第 11 号の 2 に規定する「液体の危険物を移送するための配管」は、第 4 節（屋外タンク貯蔵所の基準）17 の例によること。
- (4) 油配管は、溶接継手とするものであること。ただし、常時点検ができる部分の継手に関しては、この限りでないこと。

9 タンク専用室の構造等

屋内タンク貯蔵所のタンク専用室の構造等は、政令第 12 条第 1 項第 12 号の規定等によるほか、延焼のおそれのある外壁には出入口以外の窓等の開口部を設けることはできない。ただし、防火上有効なダンパー等を設けた場合は、換気及び排出の設備による開口部を設けることができること。

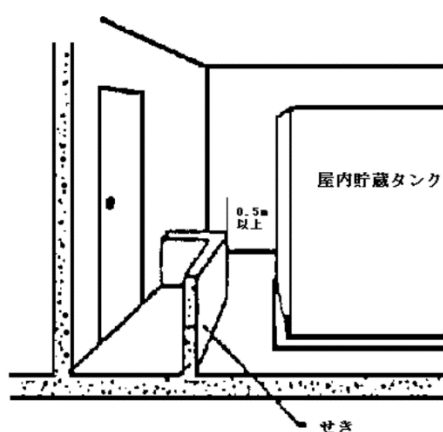
※ 参考通知

「ビルの地階に危険物貯蔵所及び取扱所を設置することについて」（S. 40. 5. 4 自消丙予発第 83 号質疑）

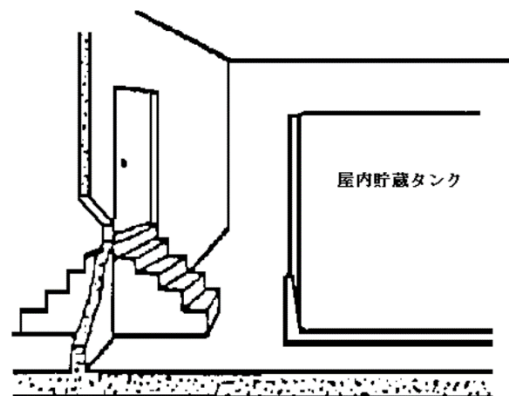
10 出入口のしきい等（S. 46. 7. 27 消防予第 106 号通知）

政令第 12 条第 1 項第 17 号及び同条第 2 項第 8 号に規定する流出防止のための構造は、出入口にしきいを設けるか又はタンク専用室内にせきを設け、貯蔵する危険物の全量を収納することができるものとするほか、次によること。

- (1) せきは、鉄筋コンクリート又は鉄筋コンクリートブロック造りとする。
- (2) せきと屋内貯蔵タンクとの間に、0.5m 以上の間隔を保つこと。



（せきを設ける例）



（しきいを高くする例）

11 採光、換気及び排出の設備

政令第 12 条第 1 項第 18 号に規定する「タンク専用室の採光、照明、換気及び排出の設備」は、第 3 節（屋内貯蔵所の基準）10 及び 11 の例によること。

12 電気設備

政令第 12 条第 1 項第 19 号に規定する「電気設備」は、第 1 節（製造所・一般取扱所の基準）15 の例によること。